

令和4年度 鹿屋市PTA連絡協議会代表者会

日時 令和5年3月2日(木) 19:00～20:30

会場 鹿屋市中央公民館集会室・オンラインミーティング

会次第

1	会長あいさつ	
2	令和4年度事業経過報告.....	1
3	協議	
	第1号議案 令和5年度運営方針(案)について.....	5
	第2号議案 鹿屋市PTA連絡協議会規約改廃(案)について.....	6
	第3号議案 令和5年度組織構成(案)について.....	11
	第4号議案 令和5年度事業計画(案)について.....	13
	第5号議案 令和5年度会長推薦(案)及び幹事選出(案)について.....	19
4	令和5年度優良PTA団体表彰について.....	20
5	令和5年度県P連負担金について.....	22
6	PTA運営のあり方について	
7	その他	
8	市P連アドバイザーより	
	<その他添付資料>	
	(1) 鹿屋市PTA連絡協議会慶弔規程.....	23
	(2) 鹿屋市PTA連絡協議会旅費及び役員報酬規程.....	25
	(3) 鹿屋市PTA連絡協議会事務局規程.....	26
	(4) 鹿屋市PTA連絡協議会個人情報管理規程.....	28

鹿屋市PTA連絡協議会

※ 代表者会の様子をホームページに掲載します。顔写真はぼかし加工をしますが、掲載自体をお断りされる方は、本日中に市P連事務局にお知らせください。

令和4年度事業報告（令和5年3月2日まで）

月	期日		事業名	内容	会場	開始時間 (時)	終了時間 (時)	参加数 (人)
	日	曜日						
4	7	木	最終 役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告, 令和3年度会計報告, 令和4年度予算案 令和4年度役員推薦案等の協議立案 研究大会準備委員会について, 特別支援教育関係研修会について協議 	中央公民館	19:00	21:00	15
5	14	土	臨時運営委員担当者会	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告, 令和3年度会計報告, 令和4年度予算案 令和4年度役員推薦案等の協議, 承認 令和4年度役員紹介 	文化会館	14:30	15:30	委任状31 出席71 役員16 来賓3
			令和3年度広報紙コンクール表彰式	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度広報紙コンクール入賞PTA (15PTA) を表彰 				
			第1回 役員会	<ul style="list-style-type: none"> 担当役員会分担 運営委員会の運営, 担当役員研修会①～④の運営について協議 九州ブロック研究大会の移動手段について協議 				
6	9	木	第1回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会について説明 委員会ごとの協議 (各研修会の運営, 研究大会の開催方針, 今後の事業計画及び市P連の運営について党) 	中央公民館	19:00	21:00	30
			担当役員研修会 ①	<ul style="list-style-type: none"> グループごとに広報紙制作予算, 制作方法, 工夫, 課題等について情報交換 	中央公民館	19:00	21:00	39
6	16	木	担当役員研修会 ②	<ul style="list-style-type: none"> 「PTA活動で使えるWEBツール」 講師 かごしま県民中央センター 主管兼学習情報係長 渡辺 豊隆 氏 指導主事兼専門員 畠山 哲也 氏 オープンチャット, GoogleForm, zoom等の紹介, 実践等 	中央公民	19:00	20:30	29
			担当役員研修会 ③	<ul style="list-style-type: none"> 「SDGs～私たちにできること～」 講師 鹿屋市政策推進課 須山 真介 氏 SDGsの概要, 世界の取組状況, 鹿屋市の目標 各PTAでの活動紹介等 	中央公民館	19:00	20:30	38

月	期日		事業名	内容	会場	開始時間 (時)	終了時間 (時)	参加数 (人)
	日	曜日						
	22	水	大隅地域P T A連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 今後の大隅地域P T Aのあり方について (全体29人参加) 「ICT教育の現状」 	中央公民館	18:30	20:00	3
	23	木	担当役員研修会 ④	<ul style="list-style-type: none"> 講師 鹿屋市教育委員会学校教育課 柿 誉志喜 氏 鹿屋市における ICT 教育の現状、今後の展望等 家庭における情報モラル教育のあり方 	中央公民館	19:00	20:30	会場 25 配信 28
	30	木	第2回 役員会	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会及び担当役員研修会報告 保護者研修会について、研究大会について、負担金について、九州ブロックP T A研究大会について、意見交換会について等を協議 	中央公民館	19:00	21:00	14
	1	水	担当役員研修会 ③配信	担当役員研修会③のダイジェスト版配信	YouTube	8月31日	(水) まで	24
	12	火	単位P T Aと市P連の意見交換会	各単位P T Aの現状や課題及び市P連事業の今後の展望等について意見交換	中央公民館	19:00	21:00	8
7	15	金	単位P T Aと市P連の意見交換会	各単位P T Aの現状や課題及び市P連事業の今後の展望等について意見交換	中央公民館	19:00	21:00	7
	28	木	第2回 総務委員会	研究大会の開催方針について、会長研修会について、教育委員会との意見交換会について、次年度運営方針及び事業計画について、役員を選任方法について等協議	オンライン	19:00	21:00	6
8	18	木	第3回 総務委員会	研究大会アンケートについて、教育委員会との意見交換会について、次年度運営方針案及び事業計画案について等を協議	中央公民館	19:00	21:00	5
8	25	木	保護者研修会	演題 「不登校～ピンチはチャンス!～」 講師 鹿児島県スクールカウンセラー・公認心理師 平岡 大介 氏	文化会館 YouTubeLIVE	19:00	20:30	会場 88 配信 215
9	8	木	第3回 役員会	<ul style="list-style-type: none"> 保護者研修会、研究大会準備委員会について報告 令和5年度運営方針案、令和5年度事業計画案、高校P T A研修会等について協議 	中央公民館	19:00	21:00	15

月	期日		事業名	内容	会場	開始時間 (時)	終了時間 (時)	参加数 (人)
	日	曜日						
10	9	金	広報・研修委員会担当者会	・特別支援教育関係研修会について協議	中央公民館	19:00	21:00	6
	15	木	第4回 総務委員会	・令和5年度事業計画案について、運営委員会のあり方について、PTAフェス(仮)について協議	中央公民館	19:00	21:00	3
	13	木	第4回 役員会	・令和5年度事業計画案、組織運営案について、会長研修会について、特別支援教育関係研修会について協議	中央公民館	19:00	21:00	14
	18	火	議員と語る会	・子育てについて、「いじめ」について意見交換	申良ふれあいセンター	19:00	20:30	5
	20	木	第5回 総務委員会	運営状況により開催不要であったため中止				
11	10		会長研修会	●全体会 ・令和5年度事業計画案(PTAフェスティバル・運営委員の輪番廃止)について説明 ●分科会 ・6グループに分かれ、コロナ禍で見直した活動やPTA活動の成果や課題等について意見交換	中央公民館	19:00	21:00	48
	17		高校PTA研修会	・講演 演題 「保護者・子どもたちが押さえておきたい!!」 ～マネー事情～ 講師 ファイナショナルプランナー ながみFPオフィス 代表 永山 美鈴 氏	文化会館 YoutuTubeLIVE	19:00	20:30	会場 18 配信 26
	24	木	第6回 総務委員会	・教育委員会との意見交換会について、令和5年度事業計画案について、令和5年度運営委員会組織案について協議	中央公民館	19:00	21:00	4
12	8	木	第6回 役員会	・広報紙コンクール審査について、教育委員会との意見交換会について、令和5年度組織構成案について協議	中央公民館	19:00	21:00	12
	10	土	特別支援教育関係研修会	・講演 演題 「希望するすべての人に高校教育を保障する」 ～通信制高校から、不登校、特別支援教育を考える～ 講師 鹿児島県立開陽高等学校 教諭 吉竹 資英 氏	リナシテイ	13:30	15:30	7

月	期日		事業名	内容	会場	開始時間 (時)	終了時間 (時)	参加数 (人)
	日	曜日						
12	21	木	研修動画配信	・特別支援教育関係研修会動画配信 (令和5年12月22日まで) ・教育委員会との意見交換会進行について、新規事業について、令和5年度組織構成案について、今後の研究会開催方針について協議	YouTube			
1	12	木	第7回 総務委員会		中央公民館	19:18	21:00	4
	26	木	令和5年度事業計画 (案) 企画委員会	・令和5年度事業計画 (案) 詳細について協議	旧浜田小学校 オンライン	13:00	15:00	4 1
	27	金	教育委員会との意見交換会	・学力向上について、通信機器の使い方について、PTA活動について、いじめ不登校キャリア教育について、体力気力向上についてのグループワーク	鹿屋市役所 大会議室	18:30	20:30	市P36 教委14
	3	木	広報紙コンクール	・広報紙コンクール審査	中央公民館	19:00	20:30	11
	9	木	第8回 総務委員会	・代表者会起案事項の確認 ・令和5年度役員 (案) について、事務局のあり方について協議	中央公民館	19:00	20:30	4
2	16	木	第7回 役員会	・代表者会起案事項の承認 ・令和5年度役員について、PTA運営に関する方針について、事務局のあり方について協議	中央公民館	19:00	20:30	13
	18	土	PTA運営のあり方に関する研修会	・PTA運営のあり方に関する研修会 講師 コスモス法律事務所 弁護士 矢澤 典利 氏 熊本市PTA協議会 会長 松島 雄一郎 氏	旧浜田小学校 (講師) オンライン	13:00	15:00	5
3	2	木	代表者会	・令和4年度事業経過報告 ・令和5年度運営方針 (案)、市P連規約改廃 (案)、令和5年度組織構成 (案)、令和5年度事業計画 (案)、令和5年度会長推薦 (案) 及び幹事選出 (案) について協議	中央公民館 オンライン	19:00		

第1号議案 令和5年度運営方針（案）

＜スローガン＞

子育ては自分育て ～今だからできること～

1 基本方針

鹿屋市PTA連絡協議会は、次代を担う子どもたちのために、新たな希望と決意をもって教育活動に取り組む。

地域社会及び関連機関と連携協力を図り、児童・生徒の健全育成のため、緊急な課題や先進的な事例などを研究し、単位PTAで活かせるようともに学び充実した活動を推進する。

2 目標

(1) 家庭力の向上

- 基本的なしつけは家庭で行い、社会規範を身に付けさせる。
- 家庭での学習習慣の定着を図る。
- 「親と子の20分間読書」運動を推進する。
- 子どもに心に寄り添い温かい会話の時間を確保する。
- 情報端末機器の正しい使い方を親子で身に付ける。
- 子どもが安心して巣立つためのサポートをする。
- 家庭でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組む。
- 県P連重点運動項目ⁱ及び県P5つの実践ⁱⁱを推進する。

(2) 会員の資質向上

- 各種PTA研修会及び研究大会等に参加し学び合う。
- 特別支援教育への理解を深める。

(3) PTA組織運営の改善・充実

- 会員がつながる活動を推進する。
- 社会の変化に即応したPTA活動を推進する。
- ICTを活用したPTA活動を推進する。
- 単位PTAならびに学級PTAを充実させる。
- 単位PTA間の連携を強化する。
- 安心な組織運営のために会員の個人情報保護を徹底する。
- 広報活動の充実と促進を図る。

(4) 子どもの安心・安全の確保

- 子どもの問題行動の未然防止に努める。
- 情報端末機器の安全な使用を徹底する。
- 地域と協力した子どもの健全育成と安全確保に努める。

(5) 地域活動への積極的参加

- 町内会活動や子ども会活動（コカプロジェクトへの理解ⁱⁱⁱ）に積極的に参加する。
- 地域貢献活動（ボランティア活動など）に参加する。

ⁱ 「食育」「一家庭一家訓」「我が家の教育の日」

ⁱⁱ （令和4年度案）・家庭で温かい会話を増やそう！・学校教育の理解に努めよう！・地域で子どもたちを見守ろう！・会員相互のコミュニケーションを深めよう！・生涯学習の実践に努めよう！

ⁱⁱⁱ コカ（Kanoya Original Kodomokai Association）プロジェクト。全員参加のための方策や子ども会活動の再構築を推進するためのプロジェクトチームを立ち上げ、子ども会の活性化を全市民運動的に取り組むプロジェクト。

第2号議案 鹿屋市PTA連絡協議会規約改廃（案）について

鹿屋市PTA連絡協議会規約（案）

第1章 総則

- 第1条 鹿屋市PTA連絡協議会（以下「市P連」という。）という。
- 第2条 この会の事務局は、鹿屋市教育委員会生涯学習課内に置く。
- 第3条 この会は、鹿屋市内の各学校の単位PTAをもって構成する。

第2章 目的

- 第4条 この会の目的は、次のとおりとする。
- (1) 単位PTA相互間の連絡調整を図ること。
 - (2) PTA運営の向上と教育の振興に努めること。
 - (3) 青少年の健全育成に寄与すること。

第3章 方針

- 第5条 この会の方針は、次のとおりとする。
- (1) この会は、宗派、政党等そのいずれにも偏せず、もっぱら教育を本旨とする民主団体として活動する。
 - (2) この会は、他のいかなる団体からも支配、統制及び干渉等を受けない。
 - (3) この会は、各単位PTAの主体性を尊重する。

第4章 事業

- 第6条 この会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) PTA運営及び会員の研修に関すること。
 - (2) 教育条件の整備促進に関すること。
 - (3) 青少年の健全育成に関すること。
 - (4) 単位PTA相互及び関係諸団体との連絡協調に関すること。
 - (5) 社会教育の振興に関すること。
 - (6) その他目的達成に必要なこと。

第5章 役員等

- 第7条 この会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。
- 2 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長12人（小学校担当P1人、中学校担当P1人、高等学校及び養護学校担当P1人、運営委員会担当P8人及び学校代表T1人）は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 - 4 運営委員は、会務の執行に当たる。
 - 5 幹事1人は、各会議に出席し、会議のスムーズな運営を行う為、サポートを行う。

- 6 運営委員会は、総務委員会、研修・広報委員会、及び研究大会準備委員会を置き、委員長は運営委員会担当副会長が当たり、委員は運営委員が当たる。
- 7 出向役員は、県PTA連合会役員ならびに大隅地域PTA連絡会会長の職を担う。
- 8 この会の組織、運営等について指導助言を仰ぐため、必要に応じて顧問及びアドバイザーを置くことができる。

条項番号	旧	新
第7条 4	運営委員15人以上は、会務の執行に当たる。	運営委員は、会務の執行に当たる。

第8条 この会の役員の選出は、次のとおりとする。

- 2 会長は単位PTA会長もしくは役員経験者の中から市P連代表者会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 3 学校種ごとの担当副会長は、市P連代表者会の小学校、中学校及び高等学校部会で輪番によるPTAを推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 4 運営委員会担当副会長は、単位PTA役員経験者の中から推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 5 学校代表副会長は、小・中学校の校長会から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 6 運営委員は、各単位PTAから1人を、総会において選出する。
- 7 幹事1人は、役員会で推薦し、代表者会の承認を得る。
- 8 出向役員1人は、大隅地域PTA連絡会から推薦し、鹿屋市PTA連絡協議会の総会において報告する。またこの役員は鹿屋市PTA連絡協議会の役員との兼任ができる。

条項番号	旧	新
第8条 6	運営委員は、小学校（P8人以上、T1人以上）、中学校（P5人以上、T1人）及び高等学校、養護学校（P2人以上T1人）の割合で総会において選出する。	運営委員は、各単位PTAから1人を、総会において選出する。

第9条 この会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第6章 事務局

第10条 この会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の指示に従ってこの会の事務を行う。

第11条 事務局に事務局員1人を置くことができる。

- 2 事務局員に関する規程は、別に定める。

第7章 監査

第12条 この会の経理を監査するため3人の監査人を置く。

2 監査人は、市P連代表者会で輪番によるPTAを推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 監査人のうち1人は小中学校の校長会より推薦し、総会の承認を得るものとする。

第13条 監査人は、年度末決算に当たり、監査を行い、その結果を総会に報告する。なお、必要な場合は、臨時に監査することができる。

第14条 監査人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による監査人の任期は、前任者の在任期間とする。

第8章 会議

第15条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 代表者会
- (3) 役員会
- (4) 運営委員会

第16条 総会は、この会の最高決議機関であって単位PTAから3人（P2人、T1人）の代議員をもって構成し、次の事項について決議する。ただし代表者会で決議されたことは報告とする。また輪番の学校種ごとの副会長ならびに監査人は、状況に応じ単位PTA（学校）名での決議とする。

- (1) 役員及び監査人の選任に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他重要な事項

2 総会は、毎年5月に開く。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

3 総会は会長が招集し、議長はその都度出席者の中から選出する。

4 総会は代議員の過半数の出席で成立する。また委任状により出席とすることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。この場合において、可否同数の場合は、議長が決する。

5 規約の改廃については、総会ならびに以下の方法で行う。

- (1) 代表者会もしくは臨時総会で出席者の過半数の同意を必要とする。

第17条 代表者会は、総会に次ぐ決議機関で、単位PTAの代表者（会長もしくは会長と同等の議決権を委任された者）1人をもって構成し、3分の2以上の出席（委任状を含む。）で成立する。

2 代表者会は、臨時総会を招集する余裕がないとき、又は臨時総会を招集するに及ばないと会長が判断したとき招集する。ただし、急を要し代表者会ならびに臨時総会を開催できない場合は、決定権を会長に委ねる。この場合決定した事項を随時報告する。

3 代表者会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、議決した事項については次の総会で報告する。

第18条 役員会は、会長及び副会長をもって構成し、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 総会、代表者会に付託する事項
- (2) 総会、代表者会で議決され、又は委任された事項
- (3) 市P連運営委員会に関する事項
- (4) 市P連運営委員会活動に関する事項
- (5) 単位PTA相互間の連絡及び提携に関する事項

- (6) 各種団体との連絡及び提携に関する事項
- (7) その他会務に関する事項

第19条 運営委員会は、副会長及び運営委員で構成し、役員会と連携し次の事項について企画及び執行に当たる。

- (1) 総務委員会
 - ア 運営方針及び事業計画に関すること。
 - イ 総会、代表者会の運営に関すること。
 - ウ 会計に関すること。
 - エ 懇親会その他の交流事業に関すること。
- (2) 研修・広報委員会
 - ア 市P連主催の研修会に関すること。
 - イ 単位PTA活動報告に関すること。
 - ウ 広報紙コンクールに関すること。
 - エ ホームページ等の広報に関すること。
- (3) 研究大会準備委員会
 - ア 研究大会（研究委嘱公開等）の企画ならびに運営に関すること

第20条 この会に必要な応じて特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の構成その他必要な事項は、代表者会で決定する。

第9章 会計

第21条 この会の経費は、単位PTAの負担金、事業収入、補助金及び寄付金をもって充てる。

- 2 この会の負担金の額は、別表のとおりとする。

第22条 この会の単位PTAは、総会で承認された負担金を納入しなければならない。

第23条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第10章 表簿

第24条 この会に次の表簿を置く。

- (1) 負担金徴収簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 役員及び代議員名簿
- (4) 規約
- (5) 文書綴
- (6) 予算書及び決算書綴
- (7) 事業計画書及び事業報告書
- (8) その他必要な表簿

第25条 この会の運営に必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この規約は、平成18年5月27日から施行する。

附 則（平成19年5月19日一部改正）

この規約は、平成 19 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 17 日一部改正）

この規約は、平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 14 日一部改正）

この規約は、平成 23 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 19 日一部改正）

この規約は、平成 24 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 25 日一部改正）

この規約は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 16 日一部改正）

この規約は、平成 27 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 19 日一部改正）

この規約は、平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 16 日一部改正）

この規約は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日一部改正）

この規約は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日一部改正）

この規約は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

【別表】

鹿屋市 P T A 連絡協議会負担金

1 負担金算出方法

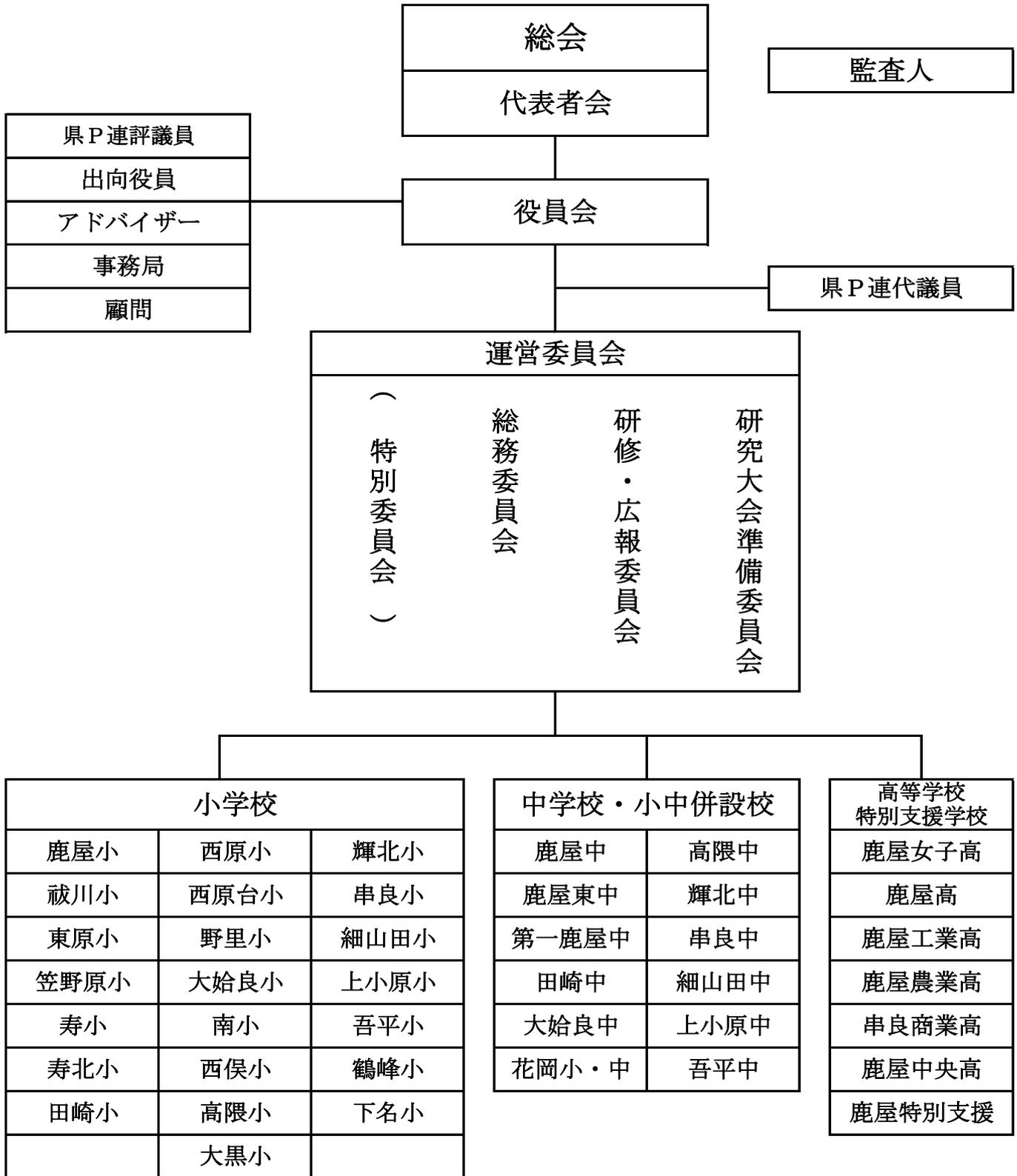
5 月 1 日時点での児童生徒数 × 150 円 + 規模割

2 規模割額

人数（人から）	人数（人まで）	金額（円）
1	<u>50</u>	<u>500</u>
<u>51</u>	100	1,000
101	300	2,000
301	500	3,000
501	1,000	4,000
1,001	以上	5,000

第3号議案 令和5年度組織構成（案）①

【鹿屋市PTA連絡協議会 組織図】（案）



第3号議案 令和5年度組織構成(案)②

役員・監査人輪番表(案)

年度	小学校担当副会長	中学校担当副会長	高等学校担当副会長	監査人
4年度	鹿屋中学校区	鹿屋東中学校	鹿屋工業高	大黒小学校 申良商業高
5年度	鹿屋東中学校区	第一鹿屋中学校	鹿屋高	輝北小学校 鹿屋農業高
6年度	第一鹿屋中学校区	田崎中学校	鹿屋農業高	申良小学校 鹿屋中央高
7年度	田崎中学校・大始良中学校区	大始良中学校	申良商業高	細山田小 鹿屋特別支援学校
8年度	高隈中学校・輝北中学校区	花岡中学校	鹿屋女子高	上小原小 吾平中学校
9年度	申良地区	高隈中学校	鹿屋工業高	吾平小学校 上小原中学校
10年度	吾平地区	輝北中学校	鹿屋高	鶴峰小 細山田中学校
11年度	鹿屋中学校区	申良中学校	鹿屋農業高	下名小 輝北中学校
12年度	鹿屋東中学校区	細山田中学校	申良商業高校	鹿屋小 申良中学校
13年度	第一鹿屋中学校区	上小原中学校	鹿屋中央高	祓川小 高隈中学校
14年度	田崎中学校・大始良中学校区	吾平中学校	鹿屋女子高	東原小学校 花岡小・中学校
基準等	学校番号順	学校番号順	学校番号順	学校番号順 中⇒学校番号逆順 高・特⇒学校番号順
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校担当副会長は、本表に示す校区内もしくは地域内の小学校で協議し、1校から1名を選出する。 ・ 学校再編の場合は、見直しを行う。 ・ 監査人は、役職が重複(副会長と監査人等)した年度の学校順に入れ替えあり。 			

第4号議案 令和5年度事業計画(案)

令和5年度 事業計画一覧

月	日	曜日	市P連事業名	市P連主催外の事業（PTAに参加協力依頼がある事業）	対象				開催場所	開催時間		
					単P	役員	運営	備考（対象詳細・協力依頼数等）		開始	終了	
4	13	木	旧年度最終役員会			○			旧年度役員	中央公民館	19:00	21:00
5	13	土	令和5年度定期総会			○			旧年度役員、新年度各PTA代議員	文化会館	13:30	15:00
			令和5年度優良PTA団体・個人表彰式			○			総会出席者が被表彰者を兼ねる		15:00	15:30
			令和4年度広報紙コンクール表彰式			○			総会出席者が被表彰者を兼ねる			
5	18	木	単位PTA情報交換会			○			総会出席者	中央公民館	15:30	17:00
			懇親会			○			参加希望者 感染拡大状況により開催	未定	18:00	20:30
			第1回役員会			○			新年度役員	中央公民館	19:00	21:00
6	25	木	第1回運営委員会	県P連 広報紙担当者研修会		○			県P連より募集あり（参加可能数未定）	鹿児島市	未定	未定
			第1回総務・研修広報委員会						各PTAから1人の運営委員 新年度役員	中央公民館	19:00	21:00
7	3	土		県P連 定期総会					新年度役員・担当運営委員	自治会館	13:30	16:00
				広報紙担当者研修会		○			各PTA広報紙担当者2人まで	中央公民館	19:00	20:30
8	21	水		大隅地域PTA連絡会					大隅地域PTA担当者	中央公民館	18:30	20:00
				九州高校PTA連合会大会		○			高校PTA希望者	佐賀県	未定	未定
8	27	木							総務委員会担当者	中央公民館	19:00	21:00
				第2回総務委員会		○			運営委員、役員			
				第3回総務委員会		○			担当役員	中央公民館	19:00	21:00

第4号議案 令和5年度事業計画(案)

令和5年度 事業計画一覧

月	日	曜日	市P連事業名	市P連主催外の事業(PTAに参加協力依頼がある事業)	対象				開催場所	開催時間	
					単P	役員	運営	備考(対象詳細・協力依頼数等)		開始	終了
8	22	火		県P連母親委員研修会	○			担当役員	鹿児島市	未定	未定
	24	木	第4回総務委員会		○			担当役員	中央公民館	19:00	21:00
	25	金		全国高校PTA連合会大会		○		高校PTA希望者	宮城県	未定	未定
	26	土		日本PTA全国研究大会		○		小・中学校PTA希望者	広島県	未定	未定
	7	木	第2回役員会			○			中央公民館	19:00	21:00
9	8	金		市郡P連会長会		○			鹿児島市	未定	未定
	21	木	第5回総務委員会			○		担当役員	中央公民館	19:00	21:00
	12	木	第3回役員会						中央公民館	19:00	21:00
10	未定	未定		大隅地区高等学校ブロック別研修大会	○			高校PTA希望者	未定	未定	未定
			第3回運営委員会			○		運営委員・役員		19:00	21:00
	19	木	PTAフェスティバルinかのや説明会			○		PTAフェス参加団体代表者	中央公民館	19:30	20:30
			第6回総務委員会			○		担当役員		19:00	21:00
	21	土		青少年育成家庭教育講演会		○		P・T戸数の5% (5%を超える参加可) 最少2人	文化会館	未定	未定
	28	土		九州ブロックPTA研究大会			○	役員3人	佐賀県	未定	未定
	29	日								未定	未定

第4号議案 令和5年度事業計画(案)

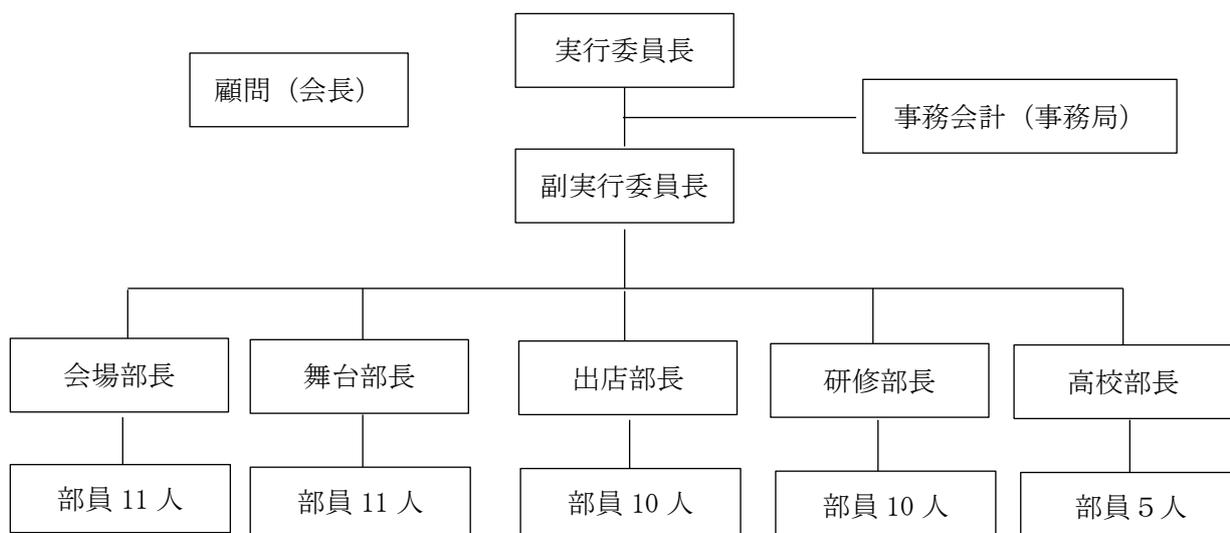
令和5年度 事業計画一覧

月	日	曜日	市P連事業名	市P連主催外の事業(PTAに参加協力依頼がある事業)	対象				開催場所	開催時間	
					単P	役員	運営	備考(対象詳細・協力依頼数等)		開始	終了
11	3	金	PTAフェスティバルinかのや準備		○	○	○	役員・運営委員 参加希望団体	霧島ヶ丘公園	未定	未定
	4	土	PTAフェスティバルinかのや		○	○	○			10:00	15:00
	17	金	会長研修会		○	○	○	各PTA会長	中央公民館	19:00	21:00
	30	木	第7回総務委員会			○		担当役員	中央公民館	19:00	21:00
12	2	土		鹿屋市人権問題講演会	○			P・T戸数の5%(5%を超える参加可) 最少2人	文化会館	午前	午前
	14	木	第4回役員会			○			中央公民館	19:00	21:00
1	26	金	教育委員会との意見交換会		○	○		各PTA代表者1人	鹿屋市役所	18:30	20:30
2	1	木	第8回総務委員会			○		担当役員	鹿屋市役所	19:00	21:00
	3	土		鹿児島県PTA活動研究委嘱公開	○	○		別紙参加依頼数参照	東串良町	午後	午後
	8	木	広報紙コンクール審査			○		担当役員、担当運営委員	中央公民館	19:00	21:00
	15	木	第5回役員会			○			中央公民館	19:00	21:00
3	21	水		大隅地域PTA連絡会		○		担当役員	中央公民館	18:30	20:30
	1	金	代表者会		○	○		各PTA代表者1人	中央公民館	19:00	21:00
	21	木	第9回総務委員会			○		担当役員	中央公民館	19:00	21:00
	28	木	会計監査			○		監査人、担当役員	中央公民館	13:30	15:30

第4号議案 令和5年度事業計画（案）補足

1 PTAフェスティバル in かのや（案）

- (1) 目的 従来のPTA活動は、子どもたちの健全育成を図るため保護者と学校が連携し行ってきたが、保護者の生活環境等の変化に伴い、負担感や不公平感を覚える活動として捉えられるようになった。さらにここ数年にわたるコロナ禍での行動制限なども合わさり、会員の活動に対する意欲が低下してきている。そこで「楽しい」と感じられるような事業を会員が協力して行うことで達成感を共有し、事業実施を通じて得られた「つながりや学び」を単位PTA活動への意欲向上につなげていきたい。
- (2) テーマ FUN! FUN! FUN! ～PTAを楽しもう～
- (3) 日程 令和5年11月4日（土）10:00～15:00
※（準備）令和5年11月3日（金）時間未定
- (4) 会場 霧島ヶ丘公園 多目的広場
- (5) 内容 希望団体によるステージ発表・希望PTAによる販売・高校紹介高校生作品販売・特別支援教育関係展示・読み聞かせ等
- (6) 組織



担当	業務内容
実行委員長	全体の統括、来賓対応
副実行委員長	各部の統括
会場部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営 ・会場設営関係業者との連絡調整 ・受付、案内 ・救護、コロナ対策 ・会場の安全、衛生管理

担当	業務内容
舞台部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台発表の企画 ・ 出演者、出演時間調整 ・ 音響との連絡協議 ・ 舞台設営 ・ 舞台司会進行 ・ 関係者との連絡調整
出店部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店の企画 ・ 出店者との連絡調整 ・ 出店配置調整
研修部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の企画（特別支援教育・親子読書） ・ 研修の運営 ・ 関係者との連絡調整
高校部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生製作品販売調整 ・ 高校紹介ブースの設置 ・ 関係者との連絡調整

※ 各部の詳細な運営は、令和5年度の運営員会において運営委員が協議し、決定する。

(7) 実行委員実行委員会開催時期

第1回～第3回運営委員会にて開催

<第1回 運営委員会> 5/25

- ・ 担当部会分け
- ・ 部会ごとの協議
- ・ 決定事項の共有（議事録の共有で可能）

<第2回 運営委員会> 8/17

- ・ 部会ごとの協議
- ・ 決定事項の共有

<拡大実行委員会> 10/19

- ・ ステージ出演者への説明
- ・ 出店団体への説明
- ・ 当日運営詳細の確認

令和5年度 鹿児島県PTA活動研究委嘱公開
東串良大会 参加依頼数

PTA名	依頼数
鹿屋小	2
祓川小	1
東原小	1
笠野原小	1
寿小	1
寿北小	3
田崎小	1
西原小	2
西原台小	2
野里小	1
大始良小	1
南小	1
西俣小	1
高隈小	1
大黒小	1
輝北小	1
串良小	1
細山田小	1
上小原小	1

PTA名	依頼数
吾平小	1
鶴峰小	1
下名小	1
鹿屋中	2
鹿屋東中	3
第一鹿屋中	2
田崎中	1
大始良中	1
花岡小・中	1
高隈中	1
輝北中	1
串良中	1
細山田中	1
上小原中	1
吾平中	1

合計	43
----	----

第5号議案 令和5年度市P連会長推薦（案）及び幹事選出（案）について

1 会長推薦（案）について

(1) 立候補者

--

(2) 執行部推薦者

--

(3) 令和5年度定期総会への鹿屋市PTA連絡協議会会長推薦者

--

2 幹事選出（案）について

(1) 役員会推薦者

久保田 義浩（大始良中学校）

(規約)

第5章 役員等

第7条 この会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。

2 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

5 幹事1人は、各会議に出席し、会議のスムーズな運営を行う為、サポートを行う。

第8条 この会の役員を選出は、次のとおりとする。

2 会長は単位PTA会長もしくは役員経験者の中から市P連代表者会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

7 幹事1人は、役員会で推薦し、代表者会の承認を得る。

令和5年度 優良PTA団体推薦

1 推薦基準

鹿屋市P連表彰規定に準ずる

第2条 市P連は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、個人又は団体に区分し、これを表彰することができる。

(2) 団体

- ア 児童会、子ども会又は生徒会で特に表彰に値すると認められた団体
- イ 単位PTAの活動に特に顕著な団体（単位PTA及び各種保護者団体を含む）
例・・〇〇PTA、おやじの会、読み聞かせグループ
- ウ その他市P連の活動に著しく貢献した団体（市P連から推薦する）

2 推薦方法

- (1) 各単位PTAで検討し、鹿屋市P連事務局に令和5年4月5日(水)までに、別紙推薦用紙を提出する。

3 審査方法

令和5年4月13日(木)の市P連役員会で審査し選出する。

4 表彰式

令和5年度鹿屋市P連定期総会後に表彰式を行い、表彰状を授与する。

5 過去の被表彰団体

表彰年度	団体
平成20年度	高隈中学校PTA
平成27年度	寿北小学校勇士会
平成29年度	寿北小学校 読み聞かせグループ たんぼぼ
平成30年度	寿小学校 おやじの会
令和2年度	吾平小学校PTA 東原小学校PTA

様式3 団体表彰推薦様式（記入例）

令和5年度 優良PTA団体推薦書	
ふりがな 団 体 名	〇〇PTA読み聞かせグループ〇〇
審 査 項 目	組 織 運 営 の 実 績
1 組織機構 (1) 会員数 (2) 役員の組織 (3) 班・部・グループ 組織運営状況	(1) 令和4年度 30人 (2) 会長1人, 副会長1人 (3) 低学年部, 中・高学年部
2 企画運営状況 総会・役員会・各種委員会 等の開催回数, 出席状況等	・総会 1回/年 全員出席 ・役員会 3回/年 全員出席 ・各部会 3回/年 90%出席
3 活動状況及び継続年数 これまでに実施した主要行 事等	平成●年に発足し, 学校での子どもたちへの読み聞かせを行っている。 ・バザーにおいて, 大型紙芝居を披露した。(令和●年より毎年) ・週に1度, 昼休みに交代で読み聞かせを行った。(令和●年より)
4 実績又は効果	・子どもたちが本に興味を持ち読書量が増えた。 ・紙芝居等を協力して作成することで, 保護者同士の交流が深まり, P T A活動にも積極的に活動し, 活性化に貢献している
5 他団体との連携状況	・平成●年より町内会の敬老会において大型紙芝居を披露している。
6 各種帳簿の整理状況	・会計簿その他の帳簿は全て整理され問題なし。
7 過去の表彰歴	・なし
8 推薦理由 (特にこの団体の 優れている点)	10年間にわたり, 定期的に読み聞かせを続けてきており, 本の楽し さを伝えることで, 子どもたちの家庭読書が推進されている。
9 その他の参考事項	別紙活動の様子画像参照
上記のとおり推薦します。 令和5年 月 日	
推薦団体名	P T A
会長	(印)

● 市P連及び県P連負担金の予定について

- 1 鹿児島県PTA連合会負担金（予定）
5月1日時点での児童生徒数 × 80円（令和3・4年度30円 臨時措置）
- 2 鹿屋市PTA連絡協議会負担金
5月1日時点での児童生徒数 × 150円 + 規模割

<規模割金額>

人数（人から）	人数（人まで）	金額（円）
1	<u>50</u>	<u>500</u>
<u>51</u>	100	1,000
101	300	2,000
301	500	3,000
501	1,000	4,000
1,001	以上	5,000

- 3 負担金合計（単位PTAから鹿屋市P連への支払額）
鹿児島県PTA連合会負担金 + 鹿屋市PTA連絡協議会負担金
- 4 支払い方法
総会終了後に発行する、負担金に関する文書にて金額を確認のうえ、振込手数料を差し引いた額を指定金融機関口座に振り込む。

● PTA運営のあり方について

- 1 研修
令和5年2月18日（土）に役員で開催した研修会動画を配信
- 2 対象者
動画視聴は、学校長・教頭・PTA会長とする。次年度会長予定者の視聴も可能とする。
- 3 注意点
対象者以外の視聴によりPTA運営に混乱を招く恐れがあるため、周知には十分に注意する。
- 4 配信期間

（代表者会で説明予定）

- 5 内容
 - (1) テーマ 「PTA運営のあり方について」
 - (2) 講師 熊本市PTA協議会 会長 松島 雄一郎 氏
コスモス法律事務所 弁護士 矢澤 利典 氏
 - (3) 主な内容 （代表者会で説明予定）

鹿屋市PTA連絡協議会慶弔規程

第1章 表彰

第1条 鹿屋市PTA連絡協議会（以下「市P連」という。）の行う表彰に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 市P連は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、個人又は団体に区分し、これを表彰することができる。

(1) 個人

- ア 市P連の役員等の任に2年以上あった者
- イ その他市P連の活動に著しく貢献した者

(2) 団体

- ア 児童会、子ども会又は生徒会で特に表彰に値すると認められた団体
- イ 単位PTAの活動に特に顕著な団体
- ウ その他市P連の活動に著しく貢献した団体

第3条 前条各号に該当する者については、市P連役員会で選考し、決定する。

第4条 表彰は、市P連総会において行う。ただし、必要があるときは、臨時に行うことができる。

第5条 表彰は、表彰状の授与をもって行う。

第6条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、表彰状を遺族に贈る。

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市P連代表者会の承認を得て会長が定める。

第2章 弔慰

第8条 弔慰についての規程は、次のとおりとする。

(1) 市P連役員等及び単位PTA会長等の死亡の場合

- ア 弔慰金 10,000円及び花輪
- イ 会葬は、市P連会長、副会長及び事務局とする。

(2) 市P連役員等の親族死亡の場合

- ア 親族の範囲は、配偶者及び尊属1親等に限る。
- イ 弔慰金 5,000円及び花輪
- ウ 会葬は、市P連会長、副会長及び事務局とする。

第9条 災害 火災・風水害による家屋流失崩壊等についての適用範囲については、役員会に一任する。

第10条 この規程に定める費用は、市P連会計から支出する。

附 則

この規程は、平成18年5月27日から施行する。

附 則（平成22年5月15日一部改正）

この規程は、平成22年5月15日から施行する。

附 則（平成23年5月14日一部改正）

この規程は、平成23年5月14日から施行する。

附 則（令和3年3月5日一部改正）

この規定は、令和3年3月5日から施行する。

鹿屋市PTA連絡協議会慶弔規程内規

1 趣旨

鹿屋市PTA連絡協議会の会員において、多年にわたり活動に尽力し、特に功労のあった個人及び団体を表彰し、その功労に報いるとともにPTA活動の一層の推進を図る。

2 表彰基準

(1) 個人

ア 鹿屋市PTA連絡協議会の役員の任に2年以上あった者

イ その他、鹿屋市PTA連絡協議会の活動に著しく貢献した者
(鹿屋市PTA連絡協議会主催各種大会実行委員長等)

(2) 団体

ア 4年以上継続して活動する児童会、子ども会、又は生徒会で表彰に値すると認められた団体

イ 4年以上継続して活動し、組織がよく整い、運営、活動、他団体・機関との連携協調等、各方面にわたり、その功績が特に顕著なPTA団体

ウ その他、鹿屋市PTA連絡協議会の活動に著しく貢献した団体。
(鹿屋市PTA連絡協議会主催各種大会等において事例発表を行った団体等)

3 推薦者

(1) 個人

鹿屋市PTA連絡協議会会長が推薦

(2) 団体

ア 表彰基準(2)のア、イにおいては単位PTAの長が推薦

イ 表彰基準(2)のウにおいては、鹿屋市PTA連絡協議会会長が推薦

4 推薦方法

(1) 推薦者は、原則として、所属団体と関係のある団体を推薦すること。

(2) 推薦者は、別紙様式によって、推薦理由を具体的かつ詳細に記入すること。

(3) 功績を証明する資料があれば、添付すること。

(4) 過去に表彰を受けた個人・団体については推薦することができない。

5 推薦の決定

推薦されたものの中から、鹿屋市PTA連絡協議会役員会が協議し、決定する。

6 表彰の時期及び方法

定期総会において表彰し、賞状を贈る。

この内規は令和5年3月2日より適用する。

鹿屋市PTA連絡協議会旅費及び役員報酬規程

第1条 鹿屋市PTA連絡協議会（以下「市P連」という。）の役員等が、次の用務で出張する場合は、この規程により旅費を支給する。ただし、当該機関又は団体から謝金又は交通費の支給がなされた場合は、この限りでない。

- (1) 鹿児島県PTA連合会その他のPTAの活動に参加するとき。
- (2) 鹿屋市の行政機関、社会教育団体等から委嘱又は依頼を受け、審議会、協議会、実行委員会等の活動に参加するとき。
- (3) その他の用務で必要とされる活動に参加するとき。

第2条 旅費の支給を受ける者は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、幹事、運営委員、事務局員等
- (2) 市P連の会員で市P連役員会（以下「役員会」という。）が必要と認めた用務を帯びる場合
- (3) 表彰者、(社)日本PTA全国協議会等の表彰を受賞し、役員会で必要と認めた者

第3条 旅費の算出基準及び請求方法は、次のとおりとする。

- (1) 旅費の算出基準については、別表のとおりとする。
- (2) 旅費の請求方法については、会議等の出席確認ができた時点で、請求できる。ただし、第1条第2号の活動に参加した場合は、出席した旨を事務局に報告し、請求するものとする。

第4条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 30,000円
- (2) 副会長 10,000円
- (3) 幹事 3,000円
- (4) 監査人 2,000円

第5条 この規程に定めのない事項について、特に必要な給付が生じたときは、会長及び事務局の協議により決定し、役員会に報告する。

第6条 この規程の改廃は、市P連代表者会において決定する。

附 則

この規程は、平成18年5月27日から施行する。

附 則（平成23年5月14日一部改正）

この規程は、平成23年5月14日から施行する。

附 則（平成24年5月9日一部改正）

この規程は、平成24年5月9日から施行する。

附 則（平成24年5月24日一部改正）

この規程は、平成24年5月24日から施行する。

附 則（平成30年5月19日一部改正）

この規程は、平成30年5月19日から施行する。

附 則（令和2年5月16日一部改正）

この規程は、令和2年5月16日から施行する。

附 則（令和3年3月5日一部改正）

この規定は、令和3年3月5日から施行する。

附 則（令和3年5月15日一部改正）

この規定は、令和3年5月15日から施行する。

別表

距離	日当+旅費
100km以上	700円+2,100円=2,800円
80km以上100km未満	700円+1,800円=2,500円
60km以上80km未満	700円+1,500円=2,200円
40km以上60km未満	700円+1,200円=1,900円
20km以上40km未満	700円+ 900円=1,600円
10km以上20km未満	700円+ 600円=1,300円
10km未満	700円+ 300円=1,000円
公共交通機関 (役員会が必要と認めた交通機関)	実費

鹿屋市PTA連絡協議会事務局規程

(総則)

第1条 この規程は、鹿屋市PTA連絡協議会会則（以下「会則」という。）第11条の規定に基づき、事務局職員（以下「職員」という。）の身分、職務、服務規律、休日、給与等に関する事項を定めるものとする。

(職員の雇用)

第2条 職員の雇用は、会長が推薦する者を役員会の承認を得て決定するものとし、当該者に雇用通知書により通知するものとする。

(責務)

第3条 職員は、会長の指示によって事務局の事務を処理する。

- 2 職員は、この規程を遵守し、会則及びこの規程に定められた事項については、誠意をもって実行し、本会会務の充実に努めなければならない。
- 3 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(職員の業務)

第4条 職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関する事項

- ア 文書の発送及び收受
- イ 文書等の整理及び保管
- ウ 各種会議の資料収集及び準備
- エ 会議資料の浄書及び印刷
- オ 物品の整理及び保管
- カ 各関係機関との連絡及び調整
- キ その他庶務に関する事項

(2) 会計に関する事項

- ア 通帳、伝票、印鑑及び帳簿の整理
- イ 出入金の記帳
- ウ 会費の徴収
- エ 現金及び預貯金の管理
- オ その他会計に関する事項

(勤務日及び勤務時間)

第5条 勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日 第8条に定める休日を除く平日のうち、月15日
- (2) 勤務時間 午前9時から午後5時まで

(休憩時間)

第6条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとし、職員は自由に利用できるものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 会長は、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる。

- 2 前項の時間外勤務の手当の額は、1時間当たり860円とする。この場合において、月の合計時間に端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(休日等)

第8条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 職員は、雇用期間中に10日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、年度途中の雇用の場合は、月割りによるものとし、端数は切り捨てる。

(代休日)

第9条 会長は、職員に休日に勤務することを命じた場合は、当該休日を起算日とする4週間前から8週間後の日までの期間で、休日に代わる日を代休日として指定することができる。

(欠勤等の届出)

第10条 職員は、欠勤又は早退しようとする場合は、あらかじめ会長に届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない理由で事前に承認を得ることが難しい場合は、事後速やかに届け出るものとする。

(給与等)

第11条 職員の給与は、月額90,000円とし、毎月定めた日に現金又は口座振込の方法により支給するものとする。

2 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務しない1時間単位につき860円を減額する。

3 職員に車両手当として、月額3,000円を支給する。

(事務補助員)

第12条 会長は、必要に応じて、臨時に事務補助員を雇用できるものとする。

2 事務補助員の雇用は、会長が推薦する者を役員会の承認を得て決定するものとし、当該者に雇用通知書により通知するものとする。

3 事務補助員の賃金は、1時間当たり鹿児島県の最低賃金額とし、端数計算及び支払方法は、職員に準ずるものとする。

(退職の申出)

第13条 職員は、退職をしようとするときは、当該退職日前30日までに申出書を添えて会長に申し出るものとする。

(雇用条件等の変更)

第14条 特別な事情が生じ、職員の雇用条件等を変更するときは、役員会に諮り3分の2以上の同意を得て決定する。

(その他)

第15条 この規程の改廃は、代表者会において決定する。

附 則

この規程は、平成18年5月27日から施行する。

附 則 (平成22年9月3日一部改正)

この規程は、平成22年9月3日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日一部改正)

この規程は、平成29年3月9日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する

附 則 (令和3年3月5日一部改正)

この規程は令和3年3月5日から施行する

附 則 (令和4年3月2日一部改正)

この規程は令和4年3月2日から施行する

鹿屋市PTA連絡協議会個人情報管理規定

(目的)

第1条 鹿屋市PTA連絡協議会（以下「市P連」）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、市P連に関する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 市P連は、個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、市P連の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 市P連の個人情報管理責任者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 市P連の個人情報データベース取扱者は、役員、事務局職員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理体制)

第6条 すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように、適切に管理し、必要な予防・是正の措置を講じる。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(収集方法)

第7条 市P連は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取り扱う。

(利用)

第8条 市P連が取得した個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用する。また、法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供しない。

(改廃)

第9条 規定の改廃は、総会もしくは、代表者会により行う。

附則

この規定は令和3年4月1日から適用する。